

# 地方税の救済制度

## ◆更正の請求

法人県民税、法人市町村民税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉱産税又は入湯税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときは、法定納期限から原則5年以内（※）に更正の請求をすることができます。

（※）平成23年12月1日以前に法定納期限が到来しているものに関しては、法定納期限から原則1年以内に更正の請求をすることができます。

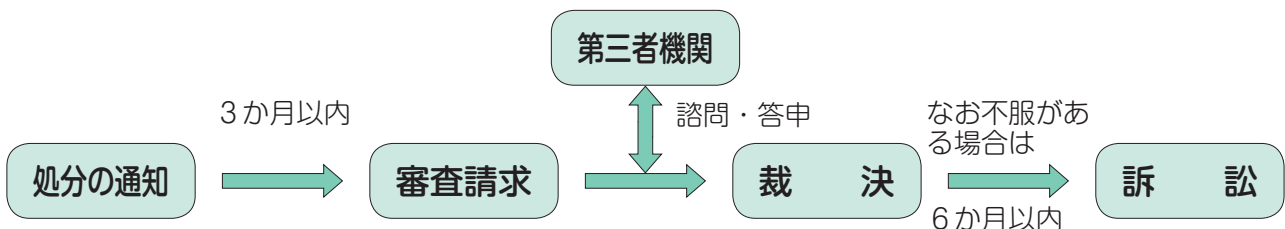
## ◆不服審査について

地方税の賦課・徴収の処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、**県税については知事に対して、市町村税については市町村長に対して、審査請求**をすることができます。

ただし、上記の期限内であっても滞納処分に関し欠陥があることを理由とする審査請求については、次に掲げる日又は期限後はできません。

- 1 督促……差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して3か月を経過した日
- 2 不動産等についての差押え……その公売期日等
- 3 不動産等についての公告から売却決定までの処分……換価財産の買受代金の納付の期限
- 4 換価代金等の配当……換価代金等の交付期日

なお、審査請求の裁決について不服のあるときには、裁判所に訴訟を提起することができます。



## ◆固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録された価格に関して不服を有する納税者は、各市町村に設置された固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができることとなっています。この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、固定資産課税台帳に登録された価格が修正され、税額が修正されることとなります。（ただし、土地の場合は税負担の調整措置を講じているため、価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。）

審査を申し出ることができる期間は、固定資産課税台帳の価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月までとなっています。

また、固定資産評価審査委員会に対しての審査申出事項は固定資産の価格のみで、固定資産税の賦課等について不服がある場合には納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に対する審査請求をすることができます。